

善通寺市医療的ケア実施ガイドライン

～保育所・幼稚園・小中学校での受入れについて～

令和8年3月

はじめに

近年、医療技術の急速な進歩等を背景に、医療的ケアを日常的に必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という）が増加しており、インクルーシブな保育・教育の推進と共に、医療的ケア児の保育・教育ニーズが高まっています。

このような中、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関に対し合理的配慮の提供が義務付けられました。また、同年6月の児童福祉法の改正により、地方公共団体は、医療的ケア児がその心身の状況に応じて適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連分野の各支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うための体制整備を図るよう努めることとされました。

さらに、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が成立し、同年9月に施行されました。この中では、「医療的ケア児の日常生活を社会全体で切れ目なく支える」という基本理念のもと、医療的ケア児支援についての地方公共団体、保育所の設置者等及び学校の設置者の責務について明記され、それぞれにおいて支援の拡充が求められています。

善通寺市においては、これまで個別の保育・教育のニーズを受けて関係機関が連携し、学校等に看護師を配置するなどの必要な支援を行ってまいりましたが、医療的ケア児がより安心できる保育・教育環境を確保し、保護者の負担軽減や医療的ケア児の成長発達の促進につながるよう、受入れに関するガイドラインを作成することになりました。

このガイドラインを活用し、市における医療的ケアの支援体制を発展させていくことで、医療的ケア児それぞれの実態や発達に合わせた医療的ケアが実施され、包括的な支援体制の充実が図られることを願っています。

令和8年3月

善通寺市

I：基本的事項

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、医療的ケア児を善通寺市立の保育所、幼稚園、小学校、中学校（以下「各施設・学校」という）において受け入れるにあたり、医療的ケアを実施するために必要な事項等を定めることにより、円滑な受入れが図られることを目的としています。

2. 医療的ケア運営協議会について

各施設・学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れることができるようにするために、医師や教育・医療・福祉・保健等の関係者で構成される「医療的ケア運営協議会」を設置し、医療的ケア児の受入れに関する方針、ガイドラインの改定等、医療的ケアの実施に関する全般的な内容について協議し、必要な助言を行います。

3. 実施する医療的ケア

① ガイドラインにおける医療的ケアの定義

本ガイドラインにおいて、「医療的ケア」とは各施設・学校に在籍する幼児・児童・生徒が生命の維持又は健康状態の維持・改善のために必要とする経管栄養等、主治医の指導のもとで保護者が日常的に行っている行為で、看護師により保育・教育中に各施設・学校内で行われるものをいいます。

病気の治療のための医療行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。

② 対応できる医療的ケアの種類

- ・経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- ・たん吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- ・酸素療法（酸素カニューレ、酸素マスク）
- ・人工肛門（ストーマ）の管理
- ・導尿（看護師による導尿）
- ・インスリン注射
- ・人工呼吸器による呼吸管理

③ 医療的ケアの実施業務を行う者

本市では、医療的ケアの実施に関する業務を看護師派遣事業者に委託します。

委託業者は、医療的ケア児支援者を選任し、医療的ケア児支援者が中心となり、保護者、主治医等と連携をとりながら、各施設・学校に専門的な知識や技能を有する看護師を派遣します。看護師は、医師の指示に基づいて医療的ケアを実施することとし、教職員等も保育・教育中の幼児・児童・生徒の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助等を行います。やむを得ない場合には、保護者に協力を依頼することがあります。